

令和6年度  
こおりやま広域圏  
観光パンフレット作成業務  
公募型プロポーザル

仕様書

令和6(2024)年4月  
こおりやま広域観光協議会

## 第1 総則

### 1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、令和6年度こおりやま広域圏観光パンフレット作成業務委託（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、募集要項、その他こおりやま広域圏観光協議会（以下「発注者」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

### 2 本業務の目的

本業務は、郡山市を含む周辺17市町村（須賀川市、田村市、本宮市、二本松市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」（以下「広域圏」という。）の強みを活かした多様な観光情報及び観光モデルルートを紹介し、圏域の交流人口拡大による地域経済の活性化を図るために実施する。

### 3 提案の留意事項

- (1) 提案上限金額の範囲内で独自の提案を実施することができる。
- (2) 提案に当たっては、発注者ウェブサイトを確認の上、提案すること。

### 4 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）

### 5 委託業務概要

観光パンフレットの作成

## 第2 委託業務の内容

### 1 観光パンフレットの作成

パンフレット作成に係る業務を以下のとおり実施すること。なお、絵コンテなどを使用したイメージしやすい紙面構成（案）及び作成全体スケジュール（案）を提案すること。

#### (1) 基本構成

以下、発注者想定の下表を基にパンフレットの構成を企画すること。

なお、ターゲット層は、県内・東北・関東圏在住の方とし、掲載内容については、発注者及び該当市町村と協議の上、決定すること。

1 頁	表紙
2 頁～3 頁	広域圏の紹介
4 頁～20 頁	各構成市町村紹介
21 頁～28 頁	季節特集（春夏秋冬）
29 頁～32 頁	周遊モデルコース（東西南北）
33 頁	イベント情報
34 頁～35 頁	お酒・お土産情報

36 頁	裏表紙
------	-----

(2) 内容

ア 表紙

- (ア) 「こおりやま広域圏」及び「FUKUNAKA+ (フクナカプラス)」の文言を使用すること。
- (イ) イラストを使用し、広域圏内の構成市町村をイメージできるデザインとすること。

イ 紙面

(ア) 広域圏の紹介

- a 広域圏のエリアマップ
- b 各構成市町村の観光スポット
- c 郡山市を中心とした広域圏への県外からのアクセス

(イ) 構成市町村紹介

- 郡山市 見開き 2 頁
- 他構成市町村 片面 1 頁

(ウ) 季節特集

春夏秋冬特集ページをテーマ設定し、各見開き 2 頁で作成すること。なお、頁内には掲載スポットがわかるエリアマップを組み込むこと。

<参考>

季節	テーマ	頁数
春	桜・花	各見開き 2 頁
夏	アウトドア (キャンプ、登山、湖水浴)	
秋	紅葉、寺社	
冬	スキー場、温泉	

(エ) 周遊モデルコース

郡山市を出発点 (中心地) として、東西南北のモデルコースを合計 5 コース紹介すること。  
 ※ 交通機関の情報は必ず盛り込むこと。

方角	構成市町村	頁数
北	二本松市、本宮市、大玉村	1 方角
東	田村市、三春町、小野町	
西	磐梯町、猪苗代町	1 頁
南	須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町 2 コース作成すること (※市町村の重複はしないこと)	

(オ) 酒/お土産

構成市町村のお酒及びお土産品を見開き 2 頁で紹介すること。  
 なお、お土産品については、郡山市の産品が紙面全体の 1/2 以上を目安とすること。

(カ) イベント情報

構成市町村の年間の主なイベントが一覧等で把握できるページを作成すること。

ウ 裏表紙

(ア)発注者のロゴマーク「FUKUNAKA+」

(イ)発注者の Web サイト「FUKUNAKA+」及び Instagram の QR コード

(3) 取材・写真撮影

ア 取材先のアポイント及び掲載の許可取りを行うこと。

イ 写真撮影を行うこと。なお、撮影データは発注者へ納品すること。

ウ 撮影が困難な素材については、発注者から提供する場合がある。

(4) 作成・編集

モデルコース、イラスト、原稿デザイン、レイアウト、使用写真など作成に当たっては、適宜、発注者に確認の上、編集作業を行うこと。

※記事作成時に必要となった広域圏のロゴデータ、キャラクターデータ等は、発注者及び構成市町村から提供する。

(5) 校正

取材先及び各市町村への校正連絡は受注者が実施し、校正原稿を取りまとめること。なお、適切な日数を確保した校正を3回以上行うこと。なお、誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。

(6) 印刷・製本

ア 規格

(ア) A4判 36 ページ（針金中綴じ）

(イ) 両面カラー（4色刷）印刷

(ウ) マットコート紙使用（表紙135kg、本文90kg）

イ 数量

18,000部

※上限金額の範囲内で数量を増やすことも可能とし、提案書において数量を示すこと。

ウ 梱包方法

パンフレットは50部ごとに梱包紙等により梱包すること。

(7) デジタル版の制作

電子媒体のデジタル版を制作すること。旅行者が活用しやすい形式（ウェブサイト上でページをめくることができる等）を提案すること。

(8) PDF データ作成

以下の内容でPDFデータを作成すること。

※見本：発注者 Web サイト「FUKUNAKA+」内「観光パンフレットワイデリア」

ア 表紙 片面A4 1枚のみ

イ 全ページ（見開き）A3 ※表紙、裏表紙を除く

(9) 指定場所への発送

こおりやま広域圏構成市町村 17 ヶ所（詳細は別紙 納品先は一覧表のとおり）

(10) SNS での紹介

パンフレットを広く周知するための施策を実施すること。なお、周知施策については、提案すること。

### 第3 成果品

#### 1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は当該権利を使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

また、成果品は、発注者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

No	成果品	様式形態	提出期限
1	観光パンフレット冊子		令和7年 2月28日 (金)
2	1の電子データ	PDF 可能であれば Ai データ	
3	1で使用した写真、イラスト等の電子データ	PNG 又は JPEG 可能であれば Ai データ	

#### 2 提出先

##### (1) 郵送先

こおりやま広域圏観光協議会事務局（郡山市産業観光部観光政策課 観光係）  
郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 西庁舎 4階

##### (2) 電子データ送付先

[kankou@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankou@city.koriyama.lg.jp)

### 第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せ及び協議を必要に応じて随時行い、記録を作成し共有すること。なお、打合せ及び協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 6 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- 7 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- 8 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 9 業務の遂行に当たって、受注者は環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。
- 10 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 11 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。